

平成 30 年度全国安全週間

本週間 7 月 1 日～7 日(準備期間 6/1～30)

岐阜労働局長メッセージ

～ 平成 30 年度全国安全週間を迎えるにあたって ～

本年度も「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、第 91 回目となる「全国安全週間」が 7 月 1 日から 7 月 7 日まで実施されます。

全国における労働災害は長期的には減少しているものの、平成 29 年の労働災害については、死亡災害が 3 年ぶり、休業 4 日以上之死傷災害が 2 年連続で、前年を上回っています。

一方、岐阜県下においても、平成 29 年の休業 4 日以上之死傷災害は 2,012 人と前年に比べ 30 人 (1.5%) 増加し、4 年ぶりに 2,000 人を超え、死亡災害は、19 人と前年に比べ 1 人増加する結果となっています。また、平成 30 年は、3 月末の集計で休業 4 日以上之死傷災害が前年同期に比べ 15.4% 増加し、死亡災害も 2 人となっています。

平成 30 年度は、第 13 次労働災害防止推進計画の初年度として、新たな目標の達成に向けた取り組みを展開するとともに、各事業場が安全で安心して働ける職場づくりの実現のため、不断の努力を行なうことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 30 年度全国安全週間は、

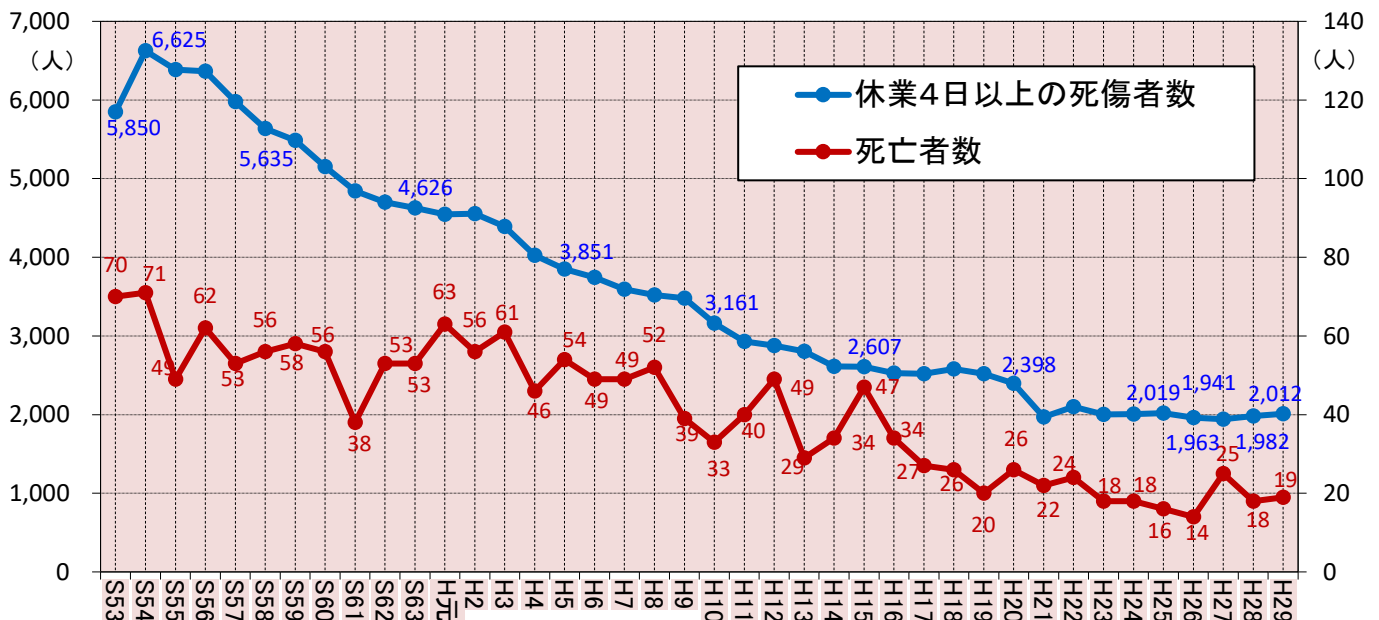
新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

をスローガンとして展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について、さらに認識を深めていただき、それぞれの職場において、経営トップが中心となり職場の安全点検を行う等、安全活動を着実に推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成 30 年 4 月

岐阜労働局長 稲原 俊浩



平成30年度 全国安全週間

平成30年7月1日(日)から7日(土) (準備期間:6月1日から30日)

7月1日~7日 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

6月1日~30日 継続的に実施する事項(抜粋)

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア)年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ)安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ)就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ)災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ)労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア)発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ)職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの普及促進
 - (ア)リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ)SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
 - オ その他の取組
 - (ア)安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ)外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

- ②業種の特性に応じた労働災害防止対策、③業種横断的な労働災害防止対策

※②・③については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000158876.html>)をご覧ください。